

八王子市立高倉小学校 いじめ防止基本方針

令和8年 4 月

はじめに

学校は、豊かな共生社会の実現に向け、一人一人の児童の生涯にわたる自己実現と豊かな社会参加を願いながら、人間形成を図る場である。そして、その土台をつくる最も重要な役割を担うのが小学校6年間の教育的支援であり、生命尊重と人権尊重の精神に基づき、肯定的な相互理解と人間的な関わり合いを積み重ねていくことが求められる。

いじめに苦しむ児童を救うために大人には、「いじめは人権侵害である」「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、そして「どの子どもも幸せに生きる権利がある」ということをそれぞれの立場で児童に理解させていく役割と責任がある。

いじめは、全ての児童に関係する問題であるという認識をもち、全ての児童が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい自分の力を発揮できるよう、児童を取り巻く大人が連携していじめの防止等に向けた積極的な行動を取っていく。

【いじめの定義】（「いじめ防止対策推進法」での定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- *「一定の人間関係にある」とは、学校の内外を問わず、例えば同じ学校・学級、クラブ・委員会、当該児童が関わっている習いごと等の仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係がある者を指す。
- *「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあることを踏まえ、背景にある状況の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するかを判断する。
- *「インターネットを通じて行われるもの」とは、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

【いじめの理解】

- *いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、その状況を面白がったりはやし立てたりする「観衆」、いじめの状況を認識しつつ沈黙を守っている「傍観者」の存在がさらにいじめを助長している場合がある。
- *いじめは、大人の見ているところで行われることはごくまれで、大人の前で行われていた場合も、気付かれないような言動によるものが多くある。そのため、より多くの大人が連携して見守るとともに、児童の些細なサインを見逃さないようにする必要がある。
- *いじめの要因や背景は、本人の状況、児童の関係性、家庭、学校さらには社会の状況等様々である。被害を受けた者だけでなく、加害の行為を行った者に対してもきめ細やかに継続的な支援を行う必要がある。

Ⅰ いじめ防止等に関する取組

(1) 未然防止

- *「いじめは絶対に許されない」ことの理解を促すため、弁護士による「いじめ防止授業」、「SOS の出し方授業」、「メディアリテラシー授業」、「情報モラル教育」、スクールカウンセラーによる5年生全員面談、「いのちの大切さを共に考える日」や全校朝会などでの校長講話・生命尊厳授業等を行う。
- *道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの教育活動を通して、互いの人格を尊重する態度を養う。
- *全教職員が年3回以上の校内いじめ研修の充実等を通して、教師自身が最大の「教育環境」であることを自覚し、温かき肯定的な言語表現や態度を心掛ける。
- *児童及び保護者を対象としたいじめ（インターネットを含む）防止のための啓発活動を行う。
- *児童を主体とした「いじめの起きにくい学校風土を築く」取組として、「STOP いじめプロジェクト」通称「SIP」委員会によるいじめ未然防止のための取組を行う。

(2) 早期発見

- *児童の些細な変化や兆候を見逃さず的確に対応するため、以下のことを継続的に行う。
 - 毎日の休み時間には教員が当番制で校内巡視を行い児童の様子を見守る。
 - 週1回「いじめ対応の時間」を設定して全教職員で児童の情報を共有する。
 - 月1回の生活アンケート、年3回のいじめアンケート調査を実施する。
 - 2学期に担任による児童全員面談を実施し、大人との信頼関係を構築する。
- *スクールカウンセラーによる児童観察や保護者面接などを充実させる。
- *学校運営協議会や地域・保護者と連携した児童の見守り体制をつくる。

(3) 早期対応

- *いじめを発見した場合は学校全体で速やかに組織的な対応を行う。
- *いじめられた児童への対応
 - いじめられた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - 心のケアを丁寧に行うとともに継続的な見守りを行う。
 - 安心して落ち着いて教育を受けられるように環境を確保する。
- *いじめた児童への対応
 - 教育的配慮の下、いじめの行為をやめさせ、毅然とした態度で指導を行う。
 - 事情を確認するだけでなく、周囲の情報も収集して適切に指導及び継続的な支援を行う。
- *スクールカウンセラーと連携し、継続的な見守りを行う。
- *いじめへの対応は、学校だけではなく、保護者、教育委員会と連携し、事案によっては関係機関と連携する。なお、重大事態が疑われる場合には、躊躇なく関係機関と連携し、対応する。

2 重大な事態への対処（「いじめ防止対策推進法」での定義）

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【いじめの防止等のための基本的な方針】

（平成25年10月11日文科科学大臣決定〔最終改定 平成29年3月14日〕）

- 一 に該当する事案について

例えば ○ 児童が自殺を企図した場合 ○ 身体に重大な傷害を負った場合
○ 金品等に重大な被害を被った場合 ○ 精神性の疾患を発症した場合 など

- 二 に該当する事案

不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

- 一・二 に共通すること

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

*危機管理の「さ・し・す・せ・そ」を徹底して行う。

- | | |
|---------------|--|
| 「さ」…最悪の事態を考えて | 最初の対応を慎重かつ素早く的確に行う |
| 「し」…慎重に | 指揮系統である校長を核とした「特設いじめ対策委員会」で情報を共有する。 |
| 「す」…すばやく | 市教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。 |
| 「せ」…誠意をもって | 事実を受け止め、学校としての対応方針を明らかにして被害・加害児童と保護者に情報を提供する。また、必要に応じて臨時保護者会等で説明を行う。 |
| 「そ」…組織で対応する | 校長を核とした「特設いじめ対策委員会」を設置し、全教職員が役割を明確にして対応する。 |

*当該児童以外の児童への説明や指導、カウンセリング等についても十分な配慮と対応を講じる。また、必要に応じて、人権上の配慮を十分に行った上でマスコミ等への対応もあり得る。